

Ⅱ A分科会（人権施策の推進）

1 A分科会答申書（提言書）の作成にあたって

A分科会では、人権相談・救済・支援体制について、具体的に検討するにあたり、まずは市民の方々から解決すべき人権問題や期待などを聴かせていただき人権相談・救済・支援体制の構築に活かしたいと考えた。

そこで、人権ミーティングを開催し、これまでの提言内容の説明と今抱えている人権に関する問題、さらには市に必要な人権施策について意見交換の場とした。

さらに人権課題ごとに当事者や支援団体から聴き取りを実施し、人権に関してしんどい話や苦しい話など聴かせていただき、そこから救済・支援について検討を行った。

(1) 人権ミーティングの開催

第1回人権ミーティングを平成23年3月に試行的に開催した。参加者に委員会で検討している人権施策について知ってもらい、人権のまちづくりへの関心を高めることを目的とし、第1期及び第2期提言書についての意見、人権侵害の実態、課題解決のための人権施策についてという3つの柱で話し合いを行った。柱を3つにすることにより焦点が絞りきれなかったという反省はあるものの人権侵害の体験談や人権相談・救済・支援体制への意見など有意義な意見をいただくことができた。

第1回試行の反省を踏まえたうえで第2回人権ミーティングを平成23年11月に開催した。第2回の人権ミーティングでは、人権侵害の実態、課題解決のための人権施策について意見を聴かせていただくというスタンスで実施した。

人権侵害を受けながら自ら相談できない実態から相談体制のあり方と代弁者の必要性、相談から救済・支援につないでいく体制の問題など、市民の方々からの意見を聴かせていただくことで様々な課題が改めて浮き彫りになった。

(2) 当事者等からのヒアリング実施

参加者を募って自由に参加していただく人権ミーティングとは別に、人権課題ごとに救済・支援体制を考えていく必要があるため、当事者や支援団体からヒアリングを実施した。人権ミーティングでは、場所と時間を定め「話に来てください。」という待ちの姿勢であったが、この当事者ヒアリングでは「話を聴かせていただく。」という請う姿勢で行った。障がい者問題、外国人問題、高齢者問題、部落問題の人権課題ごとに当事者や支援団体から被差別体験やつらい体験、当事者を支援し相談を受けるなかで感じる問題点などを語っていただいた。

この取り組みを通じて、一人一人に被る人権侵害が複合的かつ重層的な人権侵害になっている場合が少なくないという実態や人権侵害を受けながら自ら相談できない人びとの実態などを聴かせていただくことで、改めて人権侵害の深刻さ、根深さについて気づくことができた。これらの生の声を人権相談・救済・支援体制に活かしていくために作業部会を開催し検討を行った。なお、ヒアリングについては非公開とし、内容やその結果おける整理作業である作業部会についても秘密保持のために非公開とすることを確認した。

(3) 作業部会における検討

人権ミーティング及び当事者ヒアリングにおいて聴かせていただいた内容をどのように施策に反

映させるかを検討するために、非公開での作業部会を4回開催した。作業部会において整理検討した結果、課題については大きく次の4点に集約することができ、これをもとに具体的な救済・支援体制について検討を行った。

- ① 被害者と加害者との間において、第3者が中立的な立場で話を聴き、加害者側に対しては何らかの人権啓発・人権教育ができるシステム、さらには人権侵害を未然に防止できるシステムが必要である。
- ② 人権侵害を受けていても、自ら相談機関にアクセスできない人々のニーズを、相談機関につないでいく役割が必要である。
- ③ 相談者が、何度も同じ話を繰り返さなければならないなど、二度手間、三度手間になる場合がある。また問題が複合化していて、複数の機関が関係しなければならない問題もある。そのような場合、相談員を含む複数関係者を集めてコーディネートするシステムが必要である。
- ④ 市民のだれもが、困ったことがあれば、気軽に相談できる体制、また相談内容に応じて迅速かつ的確な支援ができるシステムづくりが必要である。

以上のような経過を経てA分科会の答申書（提言）をまとめた。

2 A分科会答申書（提言書）【再掲】

人権相談・救済・支援体制の整備について

三田市人権のまちづくり推進委員会A分科会では、第1期、第2期に引き続き、第3期においても人権相談・救済・支援体制の整備が重要課題であるとの認識に基づき、より具体的・詳細な課題について検討を行った。

とりわけ市民の声を聴く場として、人権ミーティングを2回及び障がい者問題、外国人問題、高齢者問題、部落問題について支援団体や当事者からのヒアリングを各1回実施した。この取り組みから、一人一人に被る人権侵害が複合的かつ重層的な人権侵害になっている場合が少なくないという実態や人権侵害を受けながら自ら相談できない人々が多く存在するという実態などを聴かせていただいたことで、改めて人権侵害の深刻さ、根深さに気づくことができた。このような気づきから、従来どおりの体制では、人権侵害を被っておられる方々の問題解決への期待に十分に応えることができないのみならず、“市民が、自分たちの人権が守られて、安心して暮らせる三田市をめざす”ことも難しいという認識を新たにした。

そのような認識のもとに、人権相談・救済・支援体制のあり方について検討を重ねた結果、以下のような施策を提言する。

(1) 人権センターについて

- ① 三田市人権のまちづくり推進委員会の第1期、第2期の提言における人権センターについて施策反映を図る。
- ② 人権相談・救済・支援について実効性のある対応を行うため、人権センターは市長の直轄機関として位置づける。

(2) 総合人権相談機関について

- ① 人権センターにおいて総合的な人権相談・救済・支援体制の充実を図る一環として、あらゆる人権相談に対して一元的に対応できる総合人権相談機関を設置する。
- ② 総合人権相談機関の相談体制は、相談者である市民の視点に立って整備する。
- ③ 総合人権相談機関は、人権センター内の教育、啓発、人材育成、研修等他機関との有機的な連携のもと人権相談・救済・支援の質の向上を図るように努める。

(3) 人権オンブズパーソン機関について

- ① 市民のかかえる様々な人権問題の解決に向けた救済・支援の機関として、人権オンブズパーソン機関を市の附属機関として設置する。
- ② 人権オンブズパーソン機関は、関係修復を目的とした活動、即ち人権侵害に対する調査活動並びに被害者の代弁及び円卓会議等による調整活動を行う機関とする。

(4) 戸籍等取得時における本人通知制度について

近年相次ぐ戸籍等不正取得事件に鑑み、戸籍等不正取得の防止と不正取得時の人権相談・救済・支援につながる登録型の本人通知制度を実施する。

3 A分科会答申書（提言書）詳細

(1) 人権センターについて

- ① 三田市人権のまちづくり推進委員会の第1期、第2期の提言における人権センターについて施策反映を図る。

第1期では人権センターの設置及び人権相談・支援制度の創設について、また第2期では人権センター機能の充実及び人権相談・支援体制の整備について提言を行ってきた。今期は、従来の提言をさらに深化させる形で検討を行ってきた。市民が信頼して人権相談・救済・支援を求める機関として人権センターの実現を改めて提言する。

- ② 人権相談・救済・支援について実効性のある対応を行うため、人権センターは市長の直轄機関として位置づける。

相談内容が複数の相談機関に及ぶ場合、人権センターはそれぞれに関連する分野の相談員を集合させ、それぞれの立場のなかで連携をしながら、相談者の問題解決に向けたコーディネートを行う。また、人権はまちづくりの根幹に位置づけられるものであり、市役所のどの部局において人権に関する問題が起こっても、人権センターを中心に全部局、各組織の隅々まで情報共有ができ、解決に向けての対応ができる体制とする。

(2) 総合人権相談機関について

- ① 人権センターにおいて、総合的な人権相談・救済・支援体制の充実を図る一環として、あらゆる人権相談に対して一元的に対応できる総合人権相談機関を設置する。

人権センター機能の一つである総合人権相談機関においては、外国人の相談も含め人権に関してあらゆる相談を受け付ける体制整備が必要である。受け付けた相談については、専門の相談機関につなぐ、若しくは、関係相談機関と連携・調整を行うなど、迅速かつ適切に対応を行う。

- ② 総合人権相談機関の相談体制は、相談者である市民の視点に立って整備する。

平日の夜間や休日等含め、相談を希望する誰もが悩みを聴いてほしいときに、その思いを聴くことができるように電話やFAX、メール等の活用を含め体制整備を行う。

- ③ 総合人権相談機関は、人権センター内の教育、啓発、人材育成、研修等他機関との有機的な連携のもと人権相談・救済・支援の質の向上を図るように努める。

当事者ヒアリングの経験から、人権侵害を受けながら自ら相談できない人がいることをふまえて、人権センター内の他機関においても人権問題解決のための積極的な姿勢を培い、総合人権相談機関と連携していくことが必要である。

人権相談・救済・支援においては、初期相談における面接は非常に重要である。二次被害や三次被害を防止することを含め、相談者の問題解決のためには相談員の高い資質が必要とされる。そのため、相談員には人権センターの他機関との連携のもと、人権意識に根差した広い視野と相談技術を高めるための継続的な研修を行う。

(3) 人権オンブズパーソン機関について

- ① 市民のかかえる様々な人権問題の解決に向けた救済・支援の機関として、人権オンブズパーソン機関を市の附属機関として設置する。

当機関は、一度壊れた、若しくは、壊れかけた相互の人間関係のつくり直しを支援することを目的に、人と人をつなぐための活動を行うものである。当機関が中立的な立場で活動が行えるように、被害者を中心とした関係者や関係機関等から一定の距離をおいた第3者機関とする必要があるため市の附属機関とする。

- ② 人権オンブズパーソン機関は、人権侵害に対する調査活動並びに被害者の代弁及び円卓会議等による調整活動を行う機関とする。

調査活動は、聴きとり調査を中心とした活動であり、人権侵害の内容に関して必要な情報を収集し、事実確認や関係調整のための活動とする。

被害者の代弁は、相談者と相談者以外の人たちが建設的な対話に入るための環境づくりにあたる活動とする。

円卓会議^{※1}は、人権オンブズパーソンが主宰し、関係者である相談者と相談者以外の人たちが同席のうえ、対話を中心に問題解決に向けた調整を行う活動とする。

なお、人権オンブズパーソン機関の概要は別紙のとおりである。

- (4) 戸籍等取得時における本人通知制度について

近年相次ぐ戸籍等不正取得事件に鑑み、戸籍等不正取得の防止と不正取得時の人権相談・救済・支援につながる登録型本人通知制度を実施する。

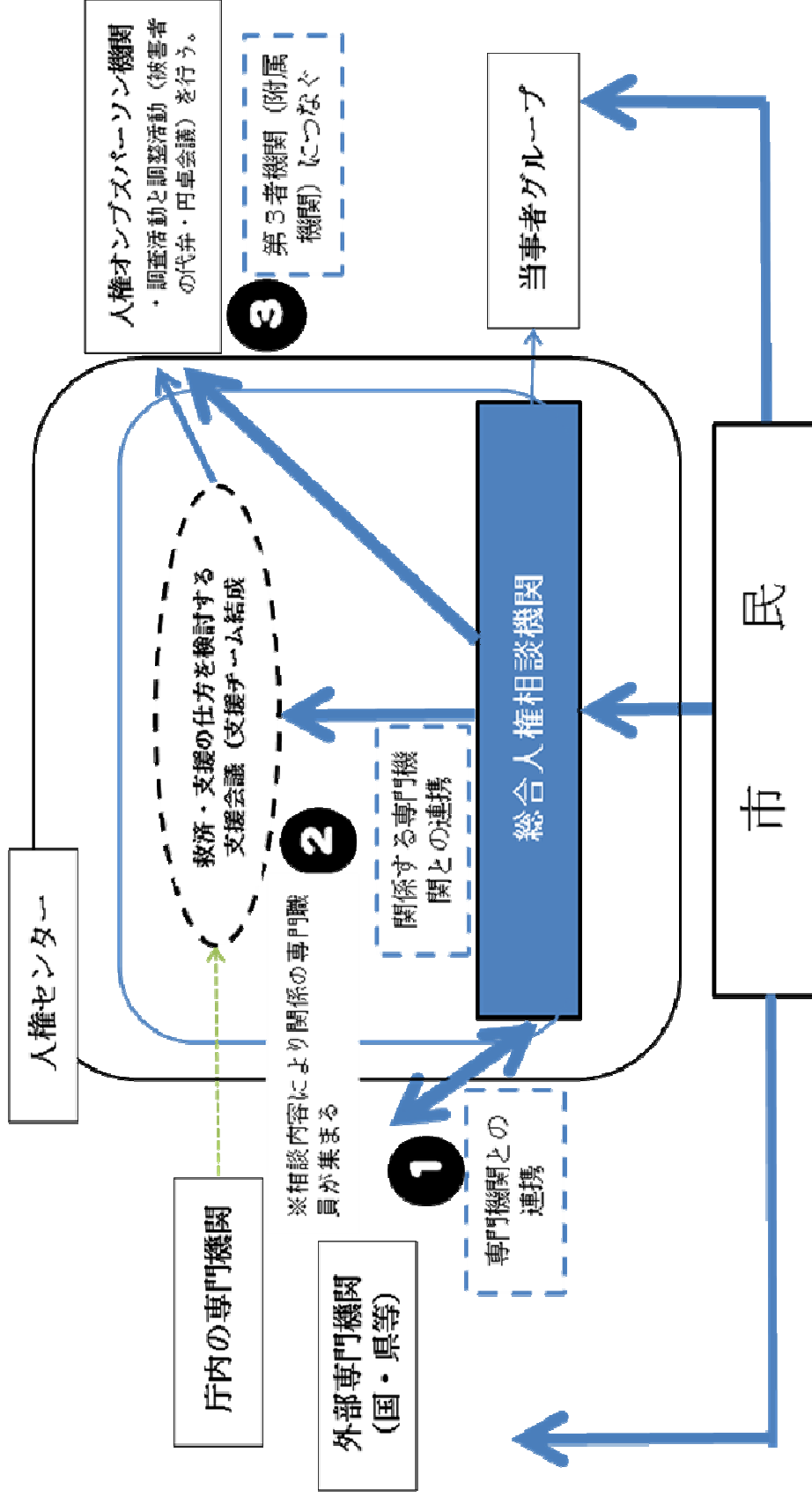
戸籍等取得時における登録型本人通知制度とは、登録した市民の戸籍謄・抄本や住民票の写しが第3者に取得された場合、取得された本人にその旨を知らせる制度である。

現在、法律では行政書士や司法書士、弁護士など8士業は、職務上の必要性から他人の戸籍謄・抄本や住民票の写しをとることができる。近年この制度を悪用して本人が知らないところで戸籍謄・抄本や住民票の写しをとり興信所等に売却するなど身元調査に悪用する事件が起きている。

このような状況のもと戸籍等取得時における本人通知制度は、身元調査等のための不正取得防止に大きな効果が発揮でき、人権相談・救済・支援につながっていくものとして、当該制度の実施を提言する。

※1 三田市人権のまちづくり推進委員会第2期提言書における「円卓会議」とは概念を異にする。

人権センターにおける人権相談・救済・支援体制について



- ①人権相談機関で相談を受けて、より適切な専門機関と連携し対応する。
- ②複数の救済・支援が必要な場合、各々の専門職員との連携により救済・支援の仕方を検討する。
- ③救済・支援が必要な場合は、第三者機関である人権オンブズパーソン機関になぐ。

人権オンブズパーソン機関の概要

人権オンブズパーソン機関を市の内部機関から、一定の独立した公的な第3者機関と位置付けることで、相談者を中心として、相手側等の関係者や市の関係機関とのコーディネートがしやすくなる。

1 人権オンブズパーソン機関の職務

【個別救済】

- ① 市民の人権侵害の救済に関する事
- ② 市民の人権擁護及び人権侵害の防止に関する事

【制度改善】

- ③ ①②以外に市民の人権擁護のため必要な制度の改善等の提言に関する事

2 人権オンブズパーソン機関の組織

☆人権オンブズパーソン（複数）

人権問題に精通した又は人権意識の高い学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士等

☆人権調査員（調査員）（複数）

人権侵害等の相談者からの話に基づき、調整活動や調査活動に携わる。

☆事務局

3 人権オンブズパーソン機関の活動 ～人と人をつなぐための活動～

(1) 調査活動

調査活動は、聴きとり調査を中心とした活動であり、人権侵害の内容に関して相談者と関係機関又は個人から必要な情報を収集し、事実確認や関係調整のための活動として実施する。

(2) 調整活動

① 被害者の代弁

人権オンブズパーソン等が相手側、またはその関係者等に対して相談者等の代弁を行い、相互が建設的な対話に入るための環境づくりを行うものである。

② 円卓会議

人権オンブズパーソン等が相談者と相手側、またその関係者等を含めて話し合いの場をコーディネートすることにより、相互の人間関係の作り直しを支援するものである。

※ (1)、(2)の他、市の関係機関に対しては口頭又は書面にて是正措置や改善申し入れ等の意見表明を、また市民や企業に対しては口頭にて要望を行う。

Ⅲ B分科会（多文化共生施策の推進）

1 B分科会答申書（提言書）の作成にあたって

B分科会に与えられた課題は、「多文化共生社会の実現に向けた施策」を検討することであった。すでに三田市は、平成21年（2009年）6月に「三田市多文化共生推進基本方針」を策定して、市が取り組むべき多文化共生施策の基本的な方向を定めている。とはいえ、「基本方針」の内容は多岐に渡っており、そこに盛り込まれた項目を網羅的に取り上げて議論するのは、時間的な制約があつて不可能である。そこで、多様な政策課題の中から最も重点的に取り組むべき喫緊の課題を絞り出すことにした。

各委員に「基本方針」で示されている課題から、この分科会において重点的に議論すべき課題をいくつか挙げてもらったところ、大きく分けて「児童生徒の教育」と「災害と医療」の2つに大別することができた。これらは、「三田市多文化共生推進基本方針」の第2章、2「外国人市民にとって暮らしやすいまちづくり」の中の3項目「情報提供・案内表示・相談支援体制の充実」、（2）「日本語学習や日本社会への適応支援」、（3）「就学の保障と学習支援」、（4）「行政サービスの充実」に関わる課題である。

「児童生徒の教育」に関わる課題は、対象となる児童生徒の国籍や民族性に関わらず、三田市及び三田市民にとって関心の高いものであることは言うまでもないが、日本に来てからまだ日が浅く、日本語能力が決して十分とは言えない児童生徒に必要な教育環境を整えるためには、特別な対応や施策が必要となってくる。こうした児童生徒の教育に対してはすでに学校現場で様々な取り組みが行われている。B分科会では、平成23年（2011年）9月22日、三田市内の小学校で外国籍の児童生徒の教育指導経験のある教員を招いて、学校現場での取り組みや体験談、さらには三田市への要望などを聴取した。

また、「教育」の課題は、当事者の児童生徒と学校だけに限定されるわけではない。むしろこの課題は、児童生徒、学校、そして児童生徒の保護者という3者が情報を交換し、相互に理解を深めながら取り組むべきものである。そこで、B分科会は平成23年（2011年）8月4日、外国人児童生徒の保護者の方々数名を招き、聞き取りを行った。そこで明らかになったのは、日本の学校制度に関する情報不足、日本の教育方針と出身国のそれとの相違からくる戸惑い、担任教員とのコミュニケーションギャップ、日本人の保護者との付き合いに関わる悩み、などである。

「教育」とならんでもう一つ重要な課題は「災害と医療」である。この課題にB分科会が注目したきっかけは、平成23年（2011年）3月11日に起こった東日本大震災である。自然災害のような緊急事態が発生した場合、三田市は「日本語に不慣れな外国人」に対して十分な配慮を整えているのであろうか。日本語話者が圧倒的多数を占める日本において、どうしても非日本語話者に対する対応は例外的な扱いを受け、後回しになりがちである。B分科会では、三田市として、現在こうした事態に対してどのような対策を立てているのかを知るために、関係部局から関係資料を取り寄せて閲覧した。その上で、自然災害が発生した際に、日本語が不自由な市民に対してどのような対応が必要なのかを検討した。

医療サービスに関しては、本来なら外国人市民の意見を直接聴取すべきであったが、今期は残念ながら聞き取り調査を実施できなかった。

2 B分科会答申書（提言書）【再掲】

多文化共生社会の実現に向けた施策について

三田市人権のまちづくり推進委員会B分科会は、平成21年（2009年）6月に策定された「三田市多文化共生推進基本方針」において、特に重点的に実施していくべき多文化共生の施策について議論を行った。

B分科会としては、この「基本方針」全般の人権施策を着実に実施するよう改めて市に求めることは言うまでもないが、現在の社会状況や三田市の現状を鑑みて、特に重点的に実施すべき施策として第2章の2「外国人市民にとって暮らしやすいまちづくり」の中の4項目「情報提供・案内表示・相談支援体制の充実」、「日本語学習や日本社会への適応支援」、「就学の保障と学習支援」、「行政サービスの充実」を選び、それぞれの項目の内容を検討した結果、以下のような施策が必要であると提言する。

(1) 情報提供・案内表示・相談支援体制の充実について

- ① 三田市在住外国人に対して災害時の緊急避難場所・方法に関する情報を提供するために、三田市全域の「災害緊急避難ガイドブック（仮称）」を多言語で作成する。さらに、「災害時要援護者支援制度」を「日本語に不慣れな外国人」が利用しやすいように改善する。
- ② 「日本語に不慣れな外国人」のために、避難場所の表示を多言語化するとともに、緊急避難や医療、さらには市民生活全般に関するピクトグラム（Pictogram：絵文字・絵単語）を作成する。
- ③ 地域の民生委員や自治会組織との連携の下で、災害時に外国人をサポートできる「災害時外国人救援ボランティア（仮称）」を組織し、多言語による避難誘導、通訳などを含む多様な救援活動が行える人材を養成する。
- ④ 「災害緊急避難ガイドブック（仮称）」に従って、「災害時外国人救援ボランティア（仮称）」の協力のもと、三田市在住の外国人を対象とした災害避難訓練を定期的実施する。

(2) 日本語学習や日本社会への適応支援について

日本語の理解が不十分な幼児・児童生徒を対象とした「子ども日本語教室（仮称）」を開設する。

(3) 就学の保障と学習支援について

- ① 新たに渡日してきた児童生徒が新しい教育環境（学校）に適応できるように、学校単位で、就学前から就学後にかけて数週間の就学準備期間を設け、「就学オリエンテーション」を実施する。
- ② 教科学習の習熟、進路指導、受験指導などを含む総合的な学習支援を目的とした、教員・ボランティアから成る「学習支援プロジェクト（仮称）」を実施する。
- ③ 幼児・児童生徒の文化的・宗教的背景を尊重した教育環境を整備する。その一環として、保護者やボランティアが指導する「母語・母語文化教室（仮称）」を開設する。

(4) 行政サービスの充実について

- ① 外科・内科問診票を多言語化（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語等）し、市内の公立・私立の医療機関に配布する。
- ② 医療現場での専門的な通訳能力を持った人材を育成する。
- ③ 三田市在住外国人に関する総合相談窓口を「人権センター」に一元化し、「外国人総合相談センター（仮称）」を開設する。
- ④ 外国人市民と日本人市民との市民会議を開催する。

3 B分科会答申書（提言書）詳細

(1) 情報提供・案内表示・相談支援体制の充実について

- ① 三田市在住外国人に対して災害時の緊急避難場所・方法に関する情報を提供するために、三田市全域の「災害緊急避難ガイドブック（仮称）」を多言語で作成する。さらに、「災害時要援護者支援制度」を「日本語に不慣れな外国人」が利用しやすいように改善する。現在三田市では、様々な生活情報を多言語で提供している。しかし、災害避難や防災に関する情報は、残念ながら今のところ三田市独自のものは英語版「ハザードマップ」1種類のみである。三田市在住の外国人市民は英語話者だけではなく、主なものでは中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語の話者もいる。命に関わる緊急性の高い災害避難や防災に関わる情報は、可能な限り多言語で提供することが望ましい。そこで、外国人市民の目から見て理解しやすい「災害緊急避難ガイドブック（仮称）」を作成することを提言する。また、「災害時における安否確認や救出、避難支援等が必要な要援護者」の中に、「日本語に不慣れな外国人」が含まれているにもかかわらず、「災害時要援護者登録書」を始めとする一連の文書は多言語化されていない。こうした行政文書も「日本語に不慣れな外国人」に理解しやすい形に改めていく必要がある。
- ② 日本語が理解できない市民のために、避難場所の表示を多言語化するとともに、緊急避難や医療、さらには市民生活全般に関するピクトグラム（Pictogram：絵文字・絵単語）を作成する。ピクトグラムは、外国人だけではなく、子どもや高齢者に対しても、必要な情報を視覚的にわかりやすく伝えることができる。緊急避難や医療といった生命に関わる情報から、市民生活全般に至るまで、ピクトグラムによる情報表示を進めていく必要がある。
- ③ 地域の民生委員や自治会組織との連携の下で、災害時に外国人をサポートできる「災害時外国人救援ボランティア（仮称）」を組織し、多言語による避難誘導、通訳などを含む多様な救援活動が行える人材を養成する。阪神淡路大震災や東日本大震災では、避難所での外国人避難者に対する支援の在り方が問題になった。避難者のほとんどが日本語話者のため、どうしても外国人避難者のことは後回しになってしまう。外国人避難者のニーズに対応した適切な支援活動を行うには、専門的な訓練が必要である。例えば、地震情報や非難情報の通訳、避難後の一連の手続きの説明などに関しては、マニュアルの作成やそれを運用できる能力を養成することが不可欠である。
- ④ 「災害緊急避難ガイドブック（仮称）」に従って、「災害時外国人救援ボランティア（仮称）」の協力のもと、外国人市民を対象とした災害避難訓練を定期的実施する。日本人でも同様だが、災害のような緊急時の避難行動は、文書で読んで理解しただけでは実際の行動には結び付きにくい。特に、日本語能力が不十分な外国人市民の場合は、特に困難であろう。やはり、各地域単位で、外国人市民対象の災害避難訓練を実施する必要がある。その訓練の場で、「災害緊急避難ガイドブック（仮称）」を配布して説明し、基本的な情報を提供する。こうした訓練には「災害時外国人救援ボランティア（仮称）」が担当することによって、ボランティア自身の訓練にもなる。さらには、訓練を通じて地域社会と外国人市民との連携を深めることにもなる。

(2) 日本語学習や日本社会への適応支援について

日本語の理解が不十分な幼児・児童生徒を対象とした「子ども日本語教室（仮称）」を開設する。現在三田市では、日本語能力が不十分な児童生徒に対しては、兵庫県の「多文化共生サポーター」や三田市の「外国語語学指導員」を派遣して、授業や学校へ適応を支援しているが、体系的な日本語教育そのものは実施されているとは言い難い。しかしながら、現状では学校単位で外

国人の児童生徒に対する「日本語指導」は、容易ではない。教員・ボランティアから成る「子ども日本語教室（仮称）」を開設し、教室での日本語指導をおこなうとともに、通うのが困難な幼児・児童生徒に対してはボランティアを派遣し個別指導を行う。

(3) 就学の保障と学習支援について

- ① 新たに渡日してきた児童生徒が新しい教育環境（学校）に適応できるように、学校単位で、就学前から就学後にかけて数週間の就学準備期間を設け、「就学オリエンテーション」を実施する。初めて就学する外国人の児童生徒とその保護者にとって、日本の学校は全くの未知の世界である。外国人の児童生徒およびその保護者の不安を取り除き、親子ともども安心して新たな教育環境に馴染んでいくためには、数週間、「就学オリエンテーション」を行う必要がある。まず、できるだけ早い時点で、就学に先立って「就学前オリエンテーション」を行う。そこでは、日本の教育制度の概要、学校生活で守るべきルール、学習する科目の内容と学習方法、日本の生活慣習などについて、わかりやすく説明する。こうしたオリエンテーションを通じて、教員は、児童生徒の言語能力や特性を把握し、それに応じた対応を準備することができる。「就学後オリエンテーション」では、教員は、児童生徒および保護者との面接の中で、日々の学校生活でのさまざまな問題を聴き取り、問題解決の方法を話し合う。
- ② 教科学習の習熟、進路指導、受験指導などを含む総合的な学習支援を目的とした、教員・ボランティアから成る「学習支援プロジェクト（仮称）」を実施する。外国人児童生徒の中には、不十分な日本語能力が壁となって、教科の学習に困難を覚え、理解が遅れて行くようなケースが少なくない。こうした児童生徒に対しては、学校とは別に学習支援を行い、子どもの習熟度に応じて細かく指導をする必要がある。三田市の協力の下に教員・教員経験者や大学生などから成るボランティアを募集し、「学習支援プロジェクト（仮称）」を組織し、指導者の育成も行いながら、実際に教科指導、進路指導、受験指導を行う。こうした取り組みにより、言葉のハンディを背負う児童生徒が日本の社会の中で生きて行くのに必要な学力を身につけることができる。
- ③ 幼児・児童生徒の文化的・宗教的背景を尊重した教育環境を整備する。その一環として、保護者やボランティアが指導する「母語・母語文化教室（仮称）」を開設する。日本とは異なった文化的・宗教的背景を持った幼児・児童生徒が、自分の文化的アイデンティティに誇りを持って生活できるためには、一定の配慮や施策が必要である。特に、ある程度、母語を身につけて渡日して来た児童生徒にとっては、母語・母語文化は自己のアイデンティティの基盤である。新たに日本の教育環境で人格形成を行う幼児・児童生徒は、母語・母語文化に触れることで、安定した自尊感情を育むことができる。

(4) 行政サービスの充実について

- ① 外科・内科問診票を多言語化（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語等）し、市内の公立・私立の医療機関に配布する。現在、三田市では「乳幼児健診問診票」を英語と中国語で作成している。今後は、さらに韓国語、ポルトガル語、ベトナム語等の言語への翻訳も行うべきである。
- ② 医療現場での専門的な通訳能力を持った人材を育成する。現在三田市には、三田市および三田市国際交流協会が運営する翻訳・通訳ボランティアとしては、「市役所や学校での手続き」や「市役所や学校から受け取った文書」に関する通訳・翻訳ボランティアの派遣制度がある。しかし、医療施設での治療・入退院の手続きに関する専門的な通訳・翻訳ボランティアサービスの制度は

まだ整備されていない。こうした専門的なボランティアの育成には一定の訓練が必要である。

- ③ 在住外国人に関する総合相談窓口を「人権センター」に一元化し、「外国人総合相談センター(仮称)」を開設する。在住外国人が抱える問題は、生活、教育、就労、医療・福祉など多様である。様々な相談窓口のどこへ行けばいいのかを決めるのは、「日本語に不慣れな外国人」にとっては、簡単ではない。そこで、在住外国人に関わる相談全般に対応できる部局を設け、気軽に外国人が相談に行くことができるようにすべきである。このセンターの運営に関しては、国際交流協会と三田市との密接な連携が必要である。業務としては、初期の面接による相談内容の聴き取り、相談内容に応じた関係部局との調整、関係部局の担当者との連携による問題解決などが考えられる。
- ④ 外国人市民と日本人市民との市民会議を開催する。現在、外国籍の市民は地方参政権がなく、自らの意見を政治に反映させるためのシステムが存在しない。そこで、広く在住外国人の意見を三田市の施策に反映させるために、外国人市民と日本人市民とから構成された市民会議を定期的
に開催する。